

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る 第7回検討委員会 要旨

■日 時：令和4年10月5日（水）18:30～21:00

■場 所：北とびあ第一研修室

■出席者：

区分	No.	氏名	出欠	所属・役職	備考
経験者 学識	1	加藤 孝明	対面参加	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	欠席	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	対面参加	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	対面参加	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	5	田中 義正	対面参加	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	6	由井 洋子	対面参加	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者)
	7	大場 栄作	対面参加	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	8	井上 良子	対面参加	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	9	中村 猛	対面参加	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	10	安楽 順子	対面参加	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション)	保健医療 (支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	対面参加	危機管理室長	防災
	12	長嶋 和宏	対面参加	福祉部地域福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	対面参加	福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	対面参加	福祉部障害福祉課長	障害者

事務局：北区危機管理室 防災・危機管理課、株式会社オリエンタルコンサルタンツ

■配布資料：

- ・ 資料1：第6回検討委員会議事録
- ・ 資料2：支援計画（案）の確認ポイント
- ・ 資料3：支援計画（案）
- ・ 資料4：避難支援者による支援について
- ・ 資料5：個別避難計画書（案）
- ・ 資料6：北区避難支援タイムライン
- ・ 資料7：福祉避難所の物品・設備の状況について
- ・ 資料8：今後のスケジュール
- ・ 資料9：意見聴取様式

◆内 容：

1. 開会

- ・ 事務局より、開会挨拶を行った。

2. 議題

(1) 前回の振り返り（資料1）

- ・ 事務局より、前回委員会の振り返りについて説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(2) 支援計画の基本的な考え方（資料2、3、4）

- ・ 事務局より、支援計画の基本的な考え方について説明した。

<質疑・意見等>

委 員 長：資料4で示す避難支援者の人数概算に関する情報は、参考資料としてでもいいので示しておく必要があると思う。

委 員 員：資料4別紙に示している支援者の人数について、「居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)」と「訪問介護支援事業所(介護支援専門員)」とある。ここのケアマネジャーと介護支援専門員は同じ意味と考えると、ヘルパー等ほかの職種の人数を計上するのが妥当ではないか。

事 務 局：介護支援専門員の取り扱いについて確認し、必要に応じて修正する。

(3) 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について（資料2、3）

- ・ 事務局より、避難行動要支援者名簿について説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(4) 大規模水害を想定した個別避難計画について（資料2、3、5、6）

- ・ 事務局より、個別避難計画について説明した。

<質疑・意見等>

委 員 長：パブリックコメント後で構わないので、個別避難計画の作成者一人当たりどれほどの作業になるのか、情報を整理できると良い。

委 員 員：資料5個別避難計画書の本人データについて、名簿登載指定の要件の精神の手帳の名称は「精神障害者保健福祉手帳」が正式名称である。

事 務 局：確認し、修正する。

委 員 長：個別避難計画書の更新の仕組みはどのような想定か。

事 務 局：具体的な更新の頻度は今後の検討課題とする。対象者の状況を踏まえて、どのように継続的更新を図っていくかは課題と認識している。

委 員 長：少なくとも、本人の状況や環境が変わったときには、リアルタイムで計画に反映され、共有される仕組みが必要と考える。

委 員 員：個別避難計画書の居住情報のところに、水害リスクのある河川という欄があるが、この検討委員会の前提として荒川氾濫に限らないということか。

事 務 局：前提として荒川氾濫であるため、この欄は不要とする。

- 委員 長：荒川氾濫のリスクがあると記載しておく方が誤解がないのではないかと。
- 委員：個別避難計画書 P. 7 の危害を加える可能性があるという記載は修正が必要である。また、車椅子の形式の違いや、医療的ケアの英字の部分が理解できない。もしパブリックコメント資料として出すのであれば、記載を修正する必要がある。
- 委員 長：ご指摘の通り、表現は修正の余地がある。個別避難計画書はパブリックコメントに出さずに、最後に支援計画の参考資料として載せることでよいのではないかと。
- 事務局：参考資料であれば、そのような取り扱いも可能と考える。
- 委員：タイムラインを見て、計画運休があるときに、資料 4 別紙で示したような人数の福祉関係者が残って対応できるのかと疑問に思った。育児や介護をしている職員もいるが、人数を想定するうえでどうなっているか。
- 事務局：資料 4 別紙の数値では、職員個人の状況や勤務シフトなどは考慮されていないため、職員の 50% を通常業務、50% は避難支援関係の業務に充てるというのも、あくまで想定の数値となっている。3 日前には計画運休が始まっていない状況で、職員の出勤の調整といった行動をタイムライン上に示している。
- 委員：タイムラインでは、台風が最接近または上陸している状況で高齢者等避難の情報が出ていることになっており、風も雨も相当強いことが想定される。洪水に対してであればよいが、台風に対してはこの避難タイミングでは遅いのではないかと。
- 事務局：令和元年台風第 19 号の時も、台風が過ぎ去った後に水位が上昇していることもあり、このタイムラインは洪水を中心に考えている。ご指摘の通り、台風が接近しているなかでの避難となる点については課題かと考えている。
- 委員：台風が接近している中での避難のリスクを考えていただきたい。それに伴い、全体的に北区や避難行動要支援者の行動を前倒しする必要があるのではないかと。
- 2 点目。避難行動要支援者名簿を、いつ自主防災組織、民生委員・児童委員などにお渡しするのか、そのタイミングを明記していただきたい。
- 3 点目。要支援者避難開始の情報を発表したら、優先度 C や D に該当する方も避難を開始することが想定される。しかし、優先度 C や D の方を受け入れるには、福祉避難所のキャパシティが不足している。そのため、優先度 C や D の方は高台水害対応避難場所に避難させることとなり、高台福祉避難所と同タイミングで高台水害対応避難場所の開設も必要になるのではないかと。
- 事務局：福祉避難所は、拡充する方向で資料を整理しているので、後ほど説明する。現段階では、まずは要支援者の避難場所を開設し、次のステップで高台水害対応避難場所を開設するスキームを考えている。
- 委員：要支援者という括りで言うと、個別避難計画を作成していない名簿登録者でも、自身は要支援者だと思って動き出す可能性はあるので、高台福祉避難所と高台水害対応避難場所は同時に開設する必要があるのではないかと。
- 委員：優先度 C や D の方の避難場所についてはこの後説明があるが、高台水害対応避難場所は普通の学校の福祉避難室を想定している。そこが開いていないと優先度 C、D の方が入るところがないことになりかねないので、調整したいと考えている。
- 高齢者等避難のタイミングが少し遅いのではないかとという話があったが、令和元年台風第 19 号のことを考えると、土曜日の午前中は比較的雨が弱かったあるいは降っていなかったくらいの時期で、そのあたりでの避難が良いと考えている。もしそれより早くから避難が必要となると、夜中や前日夕方までということになり、相当早い避難になる。避難が夜中にかかりそうな場合は、その前の夕方までなのか、次の朝なのか、という調整はその時々であると思う。
- 委員 長：台風第 19 号の時は、高齢者避難と計画運休のタイミングがどうだったか。
- 委員：北区では高齢者等避難を発表しておらず、石神井川の範囲に避難勧告を出している。高齢者等避難を出していない間に計画運休が生じていた。
- 委員 長：23 区では葛飾区などが高齢者等避難を出していたと思うが、どのようなタイミングだったか。計画運休が始まった後に情報を出したのでは、どのように遠くまで避難するのかわからない。計画運休、天候の状況や、避難が必要となりそうな時刻など、様々な条件があるので、その前後関係と、ぶつかってはならない条件などを、注意書きか本文に記載して

おくと良いと思った。

委員 長：「荒川下流タイムラインでの北区の避難情報発令タイミング」とはどのような意味か。
事務局：荒川下流で現在運用しているタイムラインの運用を示すもので、今後は支援計画のタイムラインに基づいて早めのタイミングで動き出す方針を示している。

委員：荒川下流のタイムラインは、基本的に荒川が氾濫する予測から逆算しており、各自治体の個別事情をあまり考慮されていない。この荒川下流タイムラインは試行版であり、災害のたびに精度向上を図っているが、個別事情をどこまで反映できるかというのが難しいと思っている。あくまで参考として理解いただきたい。

委員 長：荒川下流タイムラインは、河川事務所が考えた標準的なタイムラインであるため、現場の状況があまり反映されておらず、北区ではもっと前倒して実施していく、ということに記載したほうが誤解がないと考える。

委員 長：支援計画 P. 29 に初めて「要支援者避難開始」という単語が出てくるので、ゆくゆくは地域防災計画に示されるものだとすることを記載しておいた方がいいと考える。

事務局：支援計画の内容を踏まえて、地域防災計画改定につなげる。

委員 長：この支援計画の対象が台風に限っていないため、長雨版のタイムラインがあってもよいのではないかと。パブコメにむけてはこのままで良いが、最終版までに検討しても良いと思います。

事務局：移動支援の考え方に関して、本日タクシー事業者にヒアリングを行いましたので、口頭で概要を報告する。

北区では、災害時における緊急搬送協力に関する協定を、区内のタクシー、バス事業者 11 社と締結している。この協定を踏まえ、今の新型コロナウイルスの関係の要介護者移動支援や、ワクチンの施設への搬送協力をしている。本日はこの 11 社のとりまとめ役であるタクシー事業者を訪問し、今回の資料の要点を説明したうえでヒアリングを行った。

事業者からいただいた意見は、以下のようなものであった。

現在実施しているワクチン接種の移動支援における取組みを踏まえて、水害時の移動支援の具体的な運用の仕組みを検討できるといいだろう。優先度 A の方への対応は難しいが、優先度 B、C の方であれば対応できる。事前に移動を希望する方の情報、名前や住所を共有できれば、あらかじめ移動ルートを確認し、場合によっては避難者が近所にいれば相乗りする形で移動できると、限られた時間の中で効率的な移動ができるのではないかと。事前に訓練を行って、実際の動きをシミュレーションすることで、上の仕組みの実効性を確認することができるのではないかと。

このような意見を踏まえ、引き続き事業者と打合せを行って、この支援計画の内容を踏まえた移動支援の仕組みを構築していきたい。

委員 長：民間タクシーは未確定だが、優先度 B、C の方を中心とせざるを得ない。また、相乗りができること、支援者側のマンパワーの有効活用にも繋がっていくだろうと感じた。タクシーの台数に関してボリューム的に対応しているかどうかは、現時点でわかっていないということか。

事務局：どの程度の移動時間を確保できるかということと、タクシー所有数のうち動かすことができる台数と、優先度 B、C の方の状況に応じてマッチングすることについて、今後打合せを重ねていく中で精査していきたい。

(5) 要配慮者利用施設の避難確保計画について（資料 2、3）

- 事務局より、避難確保計画について説明した。

<質疑・意見等>

委員 長：支援計画 P. 42 の避難確保計画の内容の精査について、水防法に則った記載がされているが、小さい事業所等が自身の力では限界が来た時、区が専門家をアドバイザーとして派遣して支援するような取組みがあってもいいかと思う。

事務局：区が実施する助言の中にそのような支援が含まれるとよいが、現段階で支援計画に記載するのは難しいかと考えている。

委員長：今後の課題に記載しておく必要がある。

(6) 福祉避難所の確保と活用について(資料2、3、7)

- 事務局より、福祉避難所について説明した。

<質疑・意見等>

委員：1点目。パブコメ後の対応でよいが、4種類の福祉避難所に関して、どのようなところなのか写真やイラストでわかるようにならないか。

2点目。福祉避難所の施設名は公表していないとのことだが、個別避難計画を作成するには情報が必要で、そのバランスをどのように取るのかが課題だと感じている。

事務局：福祉避難所のイメージについては、施設によって環境は異なり、一例で示しがたいこともあり、文章での説明にとどめたい。

福祉避難所の公表については、今後個別避難計画や避難確保計画を作成するにあたっては具体的な避難先を明示する必要があるため、公表することについても今後検討していきたい。

委員：支援計画P.44の福祉避難所(水害避難時活用型)と、P.45の高台水害対応避難場所の教室、というのとは同義か。

事務局：同義ではない。福祉避難所(水害避難時活用型)は、今後新たにこういった運用をしていきたいと考えているもの。高台水害対応避難場所は現状運用しているものであり、現状高台水害対応避難場所として指定しているもののいくつかを切り替えていくことができないか、検討している。

委員：福祉避難所(水害避難時活用型)は学校施設4施設程度とのことだが、教育委員会とは調整みか。支援計画にこのように記載することを教育委員会は知っているか。

事務局：本日初めて示した内容で、具体的にどこの学校にするかということも今後は検討が必要である。具体的な目処を整理した段階で、教育部門との調整を図りたい。

委員：パブリックコメントで区民に示すときに、まだ教育委員会との調整が済んでいない段階ということか。新たに設置した「福祉避難所」という名のつくものになると、通常の備蓄物資の他に様々な備蓄物資が必要だと思うので、そういった調整も含めて教育委員会、あるいは補完型であるふれあい館を所管している地域振興部など、庁内での調整をお願いできればと思う。

事務局：来週の月曜日に庁内で説明する機会があるため、この考えを共有する予定である。備蓄やどこをどのように使うかといった具体的内容については、関係部局と調整したい。

副委員長：新たに福祉避難所(水害避難時活用型)を開設するとして、氾濫の危険性があるような規模の台風が接近すれば、高台の住民も避難したいと考えるかもしれない。低地部からの避難とバッティングしてしまったらどうするのか。

福祉避難所(水害避難時活用型)は4か所程度とのことだが、1か所に要支援者が1,000人以上もいるという状況は大変なことで、受け入れなどのマネジメントは誰がするのか。要支援者ひとりに付添いが何人来るかもわからない状態で、どのように全体のコーディネーションをするのか。

事務局：ご指摘の懸念は事務局としても考えている。ただ、高台での受け皿は確保したいと考えていて、付添いや施設職員等に協力いただく面が大きくなると思うが、今後具体的な運営方法等について検討していきたい。

委員長：福祉避難所(水害避難時活用型)を設けるといっては画期的なことだと思う。しかし、1校に自力で避難できないような要支援者を1,000人以上入れようというのは、机上の話にならざるを得ない。ただし、その課題を認識したうえで、収容人数の不足を補う努力をしているということが伝わる記載にした方がよい。

事務局：今後の課題に整理する。

委員 長：災害対策基本法の中には福祉避難所という言葉はないのか。一般の方が福祉避難所と聞いたときにどのように認識するかというと、恐らく2種類あって、1つは要配慮者の人が行く普通の避難所と違うところという意味合い、もう1つは特別な設備がきちんと整っている避難所、という理解の仕方もあると考える。この支援計画では要支援者が行く場所ということになっているが、設備的な面でいうと福祉避難所の①②はプラスアルファの設備等があって、①は受け入れられる設備が完璧に整っていて、②はそれより少し劣る水準で、③④はほぼない、というイメージか。そのことが誤解なく伝わるようにしておいたほうがよい。

副委員 長：福祉避難所にどのような環境が期待できるかイメージできると良いという話があったが、④の場合は今後どのような準備をするにしても、良い環境にはならないことが想定される。このままの方向性で進むのか、個所数を増やす等の対応をするのか、検討が必要と考える。

また、民間施設や都の施設、隣接自治体の施設などとの調整はできなかったのか。例えば西が丘にトレーニングセンターがあるがそういったスポーツ施設などは考えられないのか。

委員：隣接自治体に関しては、首都圏で大規模氾濫を伴う広域避難を検討した際、北区は高台にある区に対口避難という形を計画上とっていた時期があった。ところが台風第19号の際、高台の区市も不安な住民が押し寄せてきて、低地部から受け入れるわけにはいかないということで、対口避難という形が消えてしまった。このような経緯で、今考えているように、都や国の施設に広域避難をするということで、都が代表して高台にある国や都の施設を民間も含めてあたっているところ。隣接区であっても自区の区民が優先になることもあり、北区としてもまずは自区内にある施設、加えて首都圏で検討している広域避難をうまく活用していくことを考えている。

4つの学校に関しては、実は高台に昇降機がついている学校は5か所しかない。そのうちの4か所を活用しようという方針。ご存知のとおり北区は低地に約20万人の人がいて、この人々が高台に上がれるとしても5万人程度しかないということになります。低地にお住まいの約20万人のうちの19万5千人ぐらいの人が行き場所がないので、そこは何とか譲り合って、きつい状況でもとりあえずは広域避難をできるようにしていくべきだと考えている。

西が丘の国立のセンターですが、国の施設はなかなか許可が出ない。今許可が出ているのは、西ヶ原にある研修施設の一部のホールを使う協定しか結べていない状況である。

委員 長：支援計画P.45に「受け入れることが可能である」と記載されているが、おそらく現実的には不可能である。この課題を区民と共有することが大事ではないか。現状の公共施設の状況を考えると、受け入れ先を増やすことは難しい状況であるため、そういった施設への避難を減らすよう、親族等の協力を引き出していくような仕掛けが必要。

事務局：ご指摘の通り、区内ですべてを受け入れるキャパシティを確保することは難しい。可能な範囲での縁故避難につながるような記載を入れたい。

委員：個別避難計画に基づいて避難先に避難させたとして、その後避難先にいる職員等に担当を引き継ぐ場合、個別避難計画をどのように活用して情報共有ができるのか。

事務局：具体的な情報の引継ぎについては、今後の検討課題だと認識している。まずは大枠を組み立ててから具体的な運用を考えたい。紙で運用するか、可能な範囲でタブレット端末などで提供できるのか、そのあたりも検討したい。

委員 長：もし浸水被害が生じて24時間以上の避難が必要になれば、要支援者にはそれなりのサポートが必要になる。平常時のヘルパー等福祉サービスを受けるための計画があるが、災害時にはサービスの提供場所が避難先が変わるようなオペレーションを前提としているかどうか。福祉避難所で受け入れた要支援者への介護の継続が大きな課題だと思うが、記載されているか。

事務局：防災面から言うと、避難の場所の確保が中心となるが、そこでの生活については介護部門等と今後検討していく必要がある。

(7) 要支援者の避難における自助・共助・公助（資料2、3）

- ・事務局より、自助・共助・公助について説明した。

<質疑・意見等>

委員長：表15の要支援者避難開始の枠を囲って、「区独自」と注記をして強調したほうが良いと考える。

(8) 全体を通しての意見確認

- ・予定した議題を全て終え、全体を通しての意見等を確認した。

<質疑・意見等>

委員：個別避難計画書について、現状の記載ではどの車いすかわからない。何のためにこの質問をしているのか、この質問が何にどう反映されるのかわからない。

事務局：現状は案なので、こういったことを聞いたら避難支援がしやすいなどの意見を伺いたい。

委員：また、障害の関連で言うと、区分認定調査をする際に聞き取る内容と重複する部分があり、区が持っている情報で埋まる箇所も多いのではないかと。プラスアルファで福祉専門職として聞き取る必要があることがあれば、何の目的で質問するのか教えていただきたい。

委員長：今のような疑問を感じるのは多くの方に共通すると思う。この様式は検証もされていないため、今後役所や関係者で試行をする必要があるかと思う。この状態でパブリックコメントに出すのはやめておくことが良いのではないかと。様々な項目があっても、全部記載するとマンパワーがかかるため、既にあるデータをうまく活用できる仕組みを作っていくという話に展開していくとよい。

事務局：基本は名簿情報から情報を転記することを考えていたが、その他の介護や障害等の情報を連携させることができるかは課題だと認識している。また、計画書の記載内容についても、こういった項目が必要、ここまで聞き取る必要はない、など様々な意見があると思うので、作成していくうえで修正は必ず出てくるだろうと思っている。

委員長：パブリックコメントが終了した後の議論で、一応は計画書の様式を完成させるが、来年度からいきなり活用できるものではないと考えている。いくつか試行をして改善してから展開となると考えていた。

委員：計画書にチェック項目を設けた方がいいと意見したのは高齢福祉課である。ただの空欄だと何を聞けばよいかかわからないと思った。今回の項目では、何を聞かれているかわからない部分、重複している部分、区が持っているデータを載せる手間と新たに聞き取る手間、などについて現場による検証が必要だと考える。

委員：1点目。実際に個別避難計画作成の取組みを進めていく中で、進行を推進する、検証することができる、横断的な委員会のような母体が必要だと考える。

2点目。全員に一気に計画を作成できないため、作成途中の段階で避難する必要が生じた際の避難や地域連携等について話し合う横断的な委員会のような母体が必要だと考える。

事務局：今は具体的に示すことはできないが、この先立ち上げることを想定している調整会議等は活用できるかと考えている。合わせて、来年度後期からは個別避難計画の作成を本格的に進めたい。したがって、それまでに説明を含めて様式の最終確定に向けた一部の検証を検討したいと考えている。

委員長：現場レベルで個別避難計画を作成することとは別に、全体を俯瞰的に見て課題出しをして改善していくことができる仕組みを作してほしい。

副委員長：大規模水害に限らず、災害時の要配慮者の安否確認からその後の支援に関して、地域防災計画上の体制と重ねながらこの支援計画をモニタリングして、災害が起きたときのログも含めてどのように対応するのかを並行して議論できる場が必要。計画にもその体制を記載することを前提にしないと、これを作っても十分進まないということになりかねない感じがするため、並行して検討する必要がある。

副委員長：福祉避難所の③補完型と④水害避難時活用型については、特別な福祉的配慮が十分にされていない状況である。特に④の想定収容人数を実行すると、おそらく感染症が広がりかね

ず、関連死を招くことが想定される。

難しいものは難しい、リスクがあるものはある、北区だけではできないところもある、ということを示す必要があるかもしれない。区民にも危機感を持ってもらい、区がどのようにサポートできるか、区だけで対応ができなければ近隣自治体や民間施設等の協力も含めて検討したうえで、対応が難しいラインを示す必要があるかもしれない。なので、区の努力は示したうえで、なるべく自力で良いところを探せたら探してください、と言わないと、下手したら関連死が出るような状況になりそう。

また、福祉避難所運営の協力を求めることは簡単ではなく、一般のボランティアを募るのかも含めて、要検討課題として記載したほうが良いのではないか。

委員長：学校4校に6千人超を避難させることは現実的に難しい。ここで言いたいのは、学校施設を福祉避難所として使うという方針であり、それを宣言することに価値がある。人数の問題は解消されておらず、今後この問題を緩和していくことができるよう検討していくことが、今後の課題として記載されていると良いと考える。

この問題を解消しようとする、施設数やスペースを増やすこと、需要を減らすこと、両方を実施するしかなくなる。近隣自治体においても、低地しかないような自治体もあるため、確保は難しいと考える。他には、民間宿泊施設の活用や、親族による遠距離避難くらいかと思うので、今後はそういった対策も膨らませながら、可能な限り問題の緩和に努めていくという方向性が現段階ではよいのではないか。

現状の記載では、数字上の帳尻合わせをしたように理解されかねないので、そのように受け取られないような記載に修正して、パブリックコメントに提出していただきたい。

副委員長：福祉避難所が4種類あるが、④も補完型にするというのはいかがか。補完型というのは、完璧ではないが、一時的に受け入れることが可能といったニュアンスを示せるように、③と④を両方補完型にするというのはいかがか。

委員：地域防災計画の中で既に補完型が設定されているため、少し変えることができると良いと考える。

副委員長：もしくは準福祉避難所はいかがか。下手すると避難先の環境のせいで、水害が生じなくとも関連死はでるという状況になりかねないため、環境や人数の保証ができていないというニュアンスを示しておいて、今後の検討課題として示すことが考えられる。

委員長：言葉の定義も、それぞれの設備の整備度合いも全く異なっているということについて記載しておいた方がよい。④に至っては普通の避難所レベルであることがわかるように表を入れるだけでも違うと思う。

(9) 今後のスケジュール（資料8）

- ・ 事務局より、今後のスケジュールについて説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

3. 閉会

- ・ 事務局にて、本日あがった意見以外にも、資料9の様式で意見を受け付ける。
- ・ 事務局にて、閉会の挨拶を行った。